

下松駅周辺地区まちづくり事業
社会実験に係るチャレンジショップ募集要項

(1) 目的

JR 下松駅周辺エリアにおいて、公共交通の機能低下や地元商店街の閉店などで駅前の利便性が低下し、賑わいが失われています。

このため、下松駅周辺の「まちづくり」の起点として、「人が集い思いがちな場所」へ生まれ変わり、地域に関わる人々の力を引き出す場所を目指しており、下記のとおり、短期間チャレンジショップの出店者を募集します。

(2) 募集内容

①出店期間

令和8年11月1日（日）～令和8年12月31日（木）の間

※社会実験であるため、出店期間は出店者の方と相談の上決定します。

※出店期間は変更となる可能性があります。

②営業時間

週4日以上、9時～21時の間で1日4時間以上営業

※社会実験であるため、営業時間は出店者の方と相談の上決定します。

③出店場所【別紙1参照】

下松市北斗町4-8 武居ビル102（ローソンポプラ下松駅北口店横）

面積：58.58㎡

トイレ、水道、エアコン有

駐車場1台有

※机、椅子等の設置が必要な場合はご相談に対応いたします。

④対象業種

小売業及びサービス業等

※食品小売の場合は、容器に入れられているも又は包装されており、食品表示ラベルが貼付されているもの、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していること等の条件があります。

なお、以下のア～エのいずれかに該当する場合は対象外とします。

ア. チャレンジショップを著しく破損し、又は騒音、振動若しくは悪臭を発生する恐れのあるもの

イ. チャレンジショップの建物本体、給排水設備又は建物内の壁、天井等の改修工事が必要なもの

ウ. 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（昭和23年法律第12

2号)に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行うもの

エ. 前各号に掲げるもののほか、市長がチャレンジショップ事業として不適当であると認めるもの

⑤募集期間

令和8年9月1日(火)より

※出店者が決定次第終了となります。

⑥選定方法

書類審査または面接審査を実施します。

⑦出店料、家賃、光熱費

無料

⑧その他

営業補償なし

(4) 募集対象、応募資格

以下のア～エのすべての条件を満たすこと。

ア. 満18歳以上の個人、団体又は商業登記若しくは法人登記のある法人であって自主性をもってチャレンジショップの営業を行うことができるもの

イ. 出店に際し許可や届出が必要な業種については、出店者の責任において関係機関への申請手続きを行えるもの

ウ. 下松市税等の滞納がないこと

エ. 募集要項を遵守するとともに、下松市の指示等に従うこと。

○出店する個人、団体又は法人及びその代表者が次に該当する場合は出店することができません。

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ・下松市の入札参加資格者に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を、参加申込書の提出の日から契約締結日までのいずれの日においても受けていないこと。

- ・手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- ・会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民

事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可の決定が確立したものを除く。）でないこと。

- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 ７ ７ 号）第２条第１項第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員でなくなった日から５年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。
- ・ 役員等が、暴力団及びその構成員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

（５）その他

①出店について

- 出店者は、チャレンジショップに関して発生した事故・苦情に対して全ての賠償責任を負います。
- 下松市の指示に従ってください。当該指示に従っていただけない場合、開催前、開催中にかかわらず出店を取りやめていただきます。あわせて、本要項に反する行為等により、下松市が出店者としてふさわしくないと判断した場合、同様に出店を取りやめていただきます。これらの場合に生じた損害については、出店者がその全ての責任を負うものとします。
- 出店者として採用された場合、当該出店に関する権利を第三者に譲渡することはできません。また、出店について第三者に委託することもできません。

②応募方法

- 右記ＱＲコードを読み込み、応募フォームからご応募ください。

申込 QR コード



（６）問合せ先・書類提出先

部署：下松市建設部市街地整備課

住所：下松市大手町３－３－３

電話番号：０８３３－４５－１８６０

FAX 番号：０８３３－４５－１８６０

E - mail : shigaichi@city.kudamatsu.lg.jp